

甲州市軽度・中等度難聴者補聴器購入費 助成事業のご案内

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以上の軽度・中等度の難聴の方を対象に、補聴器購入費用の一部を助成します。

【助 成 対 象 者： 次のすべてに該当する方】

- ① 甲州市内に住所を有する18歳以上の方（高校3年生等は除く）
- ② 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない方
- ③ 両耳の聴力レベルが40db以上の方で医師意見書が提出できる方
（40db未満でも医師が補聴器の装用が必要であると判断した場合は対象となります）
- ④ 市税の滞納がない方
- ⑤ 本人所得が特別障害者手当の所得制限に該当しない方（裏面参照）

【 助 成 内 容 】

助成額	助成上限額
補聴器購入費用の1/2 (※1,000円未満切捨て)	30,000円

※補聴器本体(附属品を含む)の購入費用が対象です。

※修理・部品の交換・調整に係る費用は対象外です。

※2台購入した場合でも30,000円が上限となります。

※原則として5年間は再申請できません。

★★申請については裏面をご覧ください★★

【問合せ先】 甲州市役所 福祉総合支援課 障害福祉担当
TEL 0553—32—5067 FAX 0553—32—5079

申請から助成までの流れ

1. 意見書

★医療機関を受診し、医師意見書(様式第2号)の作成を依頼する
※身体障害者福祉法15条指定医が記入したものに限る



2. 購入

★医師意見書に基づき、補聴器販売業者で補聴器を購入する
※氏名記載された領収書等が必要となります



3. 申請

★必要な書類を福祉総合支援課障害福祉担当窓口に提出する

- ①交付申請兼実績報告書(様式第1号)
- ②医師意見書(様式第2号)
- ③代金を支払ったことを証明するもの(領収書等)

※補聴器購入後3か月以内に申請してください

- ◎申請者及び振込先は対象者ご本人でお願いします
- ◎振込先口座の通帳の写しを添付してください



4. 決定 振込

★審査後、助成が決定した場合は、
交付決定兼額確定通知書を交付し、指定口座に振込みます
※却下の場合は不交付通知書を交付します



補聴器を購入する前に、まず耳鼻咽喉科で適切な検査を受け、補聴器を使用することで会話コミュニケーションが向上する可能性があるか診てもらいましょう



【所得制限表】

扶養親族等の数	受給者(本人)
0人	3,661,000 円
1人	4,041,000 円
2人	4,421,000 円
3人	4,801,000 円
4人	5,181,000 円

※その他加算や諸控除があります